

第8期 尾張旭市高齢者保健福祉計画を策定しました

問い合わせ先 / 市役所長寿課庶務係 ☎76-8138

計画の概要

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年(令和7年)、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となり更に現役世代が減少する2040年(同22年)を見据えた中長期的な視野に立って、高齢者の保健・福祉・介護施策の推進と介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的とした計画で、計画期間は令和3～5年度の3年間です。

基本目標と重点取組

4つの基本目標を定めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の構築推進のための重点取組を掲げています。

基本目標

- いきいき共生のまち(高齢者の生きがいづくりや地域づくりなど)
- 毎日健康のまち(健康づくり・介護予防の推進など)
- 安心生活のまち(相談支援や防災・防犯体制の充実など)
- 安心介護のまち(在宅生活支援・介護サービスの充実など)

重点取組

- 認知症施策の推進
- 医療と介護との連携強化
- 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

閲覧場所

市役所長寿課・市政資料コーナー、図書館、スカイワードあさひ、東部市民センター、渋川福祉センター、新池交流館ふらっと、多世代交流館いきいき、各公民館

要介護認定者の増加や介護サービス利用見込みなどを考慮

介護保険料を見直しました

国の通知に基づき、第7～9段階の基準所得金額を変更しました。なお、月額基準額(4,990円)は第7期から変更ありません。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額 ^{※1}
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税または生活保護受給者	0.20	11,900円 ^{※2}
	市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた		
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下のかた	0.35	20,900円 ^{※2}
第3段階	市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	0.65	38,900円 ^{※2}
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)のかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	0.85	50,800円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)のかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	1.00	59,800円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満のかた	1.15	68,800円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	1.30	77,800円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	1.50	89,800円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満のかた	1.60	95,800円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満のかた	1.75	104,700円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満のかた	1.85	110,700円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満のかた	1.95	116,700円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上のかた	2.05	122,700円

※1 月額基準額×保険料率×12月(100円未満切り捨て) ※2 公費による軽減措置後の金額